

広島県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十八年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年二月三日農林省告示第九十一号（四に係るものに限る。）

平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十五号（二に係るものに限る。）

平成七年十月五日農林水産省告示第五百八十七号（五に係るものに限る。）

平成九年二月四日農林水産省告示第九百九十四号（三及び四に係るものに限る。）

平成十年十一月十九日農林水産省告示第七百六十三号（三及び四に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに安芸高田市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）